

# 西条市健幸づくり推進パートナー登録について

推進パートナーとして登録できる部門 実際に取り組む健幸づくり活動について登録が必要です。下記の6つの部門から選択してご登録ください。(複数選択可)

健やかな生活習慣の定着と改善	① 身体活動・運動 ② 栄養・食生活 ③ 休養・睡眠 ④ 歯・口腔の健康 ⑤ 嗜好品 (飲酒・喫煙)
生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進	① 発症予防(がん検診・特定健診・歯科健診) ② 発症予防(メタボリックシンドローム・フレイル) ③ 重症化予防(循環器・糖尿病) ④ 重症化予防(がん)
健康を支える保健・医療体制の充実	① 感染症対策の推進 ② 地域医療体制の充実
環境を活かした健康づくり	① 都市・自然環境を活かした、歩きたくなる・出かけたくなるまちづくり ② 地域の食や農の環境を活かした健康づくり(食農連携)
ソーシャル・キャピタルを活かした健康づくり	① 地域コミュニティにおけるつながり・居場所づくり ② メンタルヘルスケア、心のサポーター、自殺対策の推進
くらしやしごとを通じた健康づくり	① 健康づくり活動に主体的に取り組む企業・団体活動の推進 ② 健康経営の推進

## 登録・活動開始の流れ

- 申請** 「登録申請書兼アクション宣言書」(様式第1号) 及び「登録資格確認事項」(様式第2号) を提出。
- 審査** 西条市が内容を審査し、登録を決定。
- 登録証交付** 登録決定後、「西条市健幸づくり推進パートナー登録証」を交付します。
- 活動開始** 登録証交付後、「西条市健幸づくり推進パートナー」として活動を開始してください。前年度の取組実績は、毎年4月30日までに所定の様式にてご報告をお願いいたします。

## 登録資格 次に掲げる条件を満たす市内外の事業者等が推進パートナーに登録可能です。

- (1) 市税を滞納していないこと。
  - (2) 民事再生法(平成11年法律第225号) 及び会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
  - (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
  - (5) 推進パートナーとしての取組(予定を含む)の内容が自らの営利のみを目的としたものでないこと。
- ※上記の規定にかかわらず、本制度の目的に不適切であると市長が判断した場合は登録しない場合があります。

## 申請書類の取得方法

右記のQRコードから西条市HPにアクセスし、申請書類をダウンロードしてください。

※郵送を希望される場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

詳しくはこちら

